

高島市 議会だより

平成31年3月定例会報告

委員会報告	2
意見書	4
一般質問	7
議会報告会の結果報告	19
審議結果	20

可決すべき
予算
常任委員会
委員長 万木 豊

平成31年度の一般会計当初予算は…

当初予算における予算総額は

279億5000万円

前年度と比較して

15億8800万円の減

主な歳出

●幼児教育完全無償化を実現

本年10月からの国の幼児教育無償化に合わせて、国の無償化の対象にならない乳幼児（0歳～2歳）の保育料も市の単独事業での完全無償化を実現します。

●児童発達支援センターの設置

発達相談窓口と療育施設（カンガルー教室）で構成する「高島市児童発達支援センター」を新たに整備し、児童の発達支援に関する総合的な地域支援体制の構築を図ります。

●教育用ICT環境の整備

新学習指導要領に対応できるICT環境の充実に向け、教育用タブレット型端末を小中学校全校に整備します。

●新たなごみ処理施設の整備

後継ごみ処理施設の整備に向けて、処理方式等を決定する「施設整備基本計画」の策定や施設の稼働による周辺環境への影響を検証する「生活環境影響調査」を行います。

本会議での討論

議第14号 平成31年度高島市一般会計予算案

反対

福井 節子

保育士を確保できず待機児童増・後期高齢者保険料負担増、就学援助の拡充・医療的ケアの必要な子の通学保障など、市民の願いに応えず、斎場の民営化・琵琶湖周航の歌資料館・3コミセン統廃合など、市主導の行革推進の予算。

賛成

河越 安実治

人口減少時代の中で、第2次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの主要な計画を着実に実施するため、限られた財源を効率的かつ効果的に配分されており、住みたい、住み続けたい高島市の実現に重点を置いた予算であるため賛成。

議第15号 平成31年度高島市国民健康保険特別会計予算案

反対

森脇 徹

昨年度決算は、1億1千万円の黒字の一方で滞納者が986世帯と減っていない。

平成30年度・31年度の補正予算は…

●平成30年度の補正予算

各事業費の精算見込みによる精査のほか、新旭南小学校大規模改造工事費などを計上

●平成31年度の補正予算

消費税10%への引き上げに伴う消費に与える影響の緩和を目的

国保税引き下げが必要な新年度だが同率税だ。収入のない子ども均等割税の軽減策で、国は県に1億8千万円交付したが、市は均等割税を減免していないため反対。

賛成

高木 広和

都道府県が国保事業の財政運営責任主体となり2年目を迎え、市民の皆様から頂く保険税は減少しているが、県の支出金の増加により市の一般会計負担は抑えられ、コストダウンが図られた予算で適切な運営のため賛成。

議第19号 平成31年度高島市水道事業会計予算案

反対

森脇 徹

「消費税10%増税を10月から実施」を前提とした予算案。市民負担が470万円増える。消費税8%に増税になった5年前は、少量使用者の料金負担を軽減したが、今回は軽減策がない。今後、同様の軽減策が必要だ。

賛成

梅村 勝久

この事業費は、第2次高島市水道事業

に、国の施策として実施される「プレミアム付き商品券」にかかる事業費を計上

採決の結果 予算常任委員会が付託を受けた17議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

基本計画に基づく事業変更の認可申請や、老朽化した主要管路の耐震化を図り、安全な水道水の安定供給に努めるもので賛成。消費税率は国の専管事項でこの運用は国に従うべきもの。

議第25号 平成30年度高島市一般会計補正予算（第10号）案

反対

福井 節子

消費税10%増税に、消費喚起と下支えを目的にプレミアム商品券を販売する予算。5千円の商品券を賣つには、現金4千円が必要。お釣りも出ない。低所得者の実態を無視した事業だ。一番の経済対策は消費税増税をやめること。

賛成

磯部 亜希

主な項目に、新旭南小学校の大規模改造事業や、マキノピクランド周辺リニューアル事業などが組み込まれている。いずれも必要不可欠な事業であり、有効な財源を確保された上のものであるため、当補正予算案に賛成する。

総務
常任委員会

委員長 石田 哲

可決
すべき

●議第33号 訴訟上の和解をすること
につき議決を求めることについて

平成29年に訴訟提起が行われ、現在控訴審が係属中の高島市環境センタータイオキシン類濃度基準超過事案に係る損害賠償請求控訴事件に関し、大阪高等裁判所から職権による和解勧告が示され、これに基づき和解するにあたり、議会の議決を求めるもの。

問 裁判所からの和解条件で、控訴人は解決金として100万円の支払い義務があることを認めているが、市として100万円になったことに対してどう思うか。

答 裁判の公平性や公正性等、総合的に考慮されて提示された額であると判断されるので、妥当な額であると考えているところである。採決の結果 「可決すべきもの」と決定しました。

このほか、議第3号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号の6議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

議第33号 訴訟上の和解をすることにつき議決を求めることについて（高島市環境センタータイオキシン類濃度基準超過事案に係る損害賠償請求控訴事件）

反対

森脇 徹

市は「業者1150万円と21名職員715万円合わせ1865万円が損害賠償請求額」と提訴。業者100万円で和解職員求償はそのままでは整合性がない。裁判官からも証拠書類が不十分と指摘。提訴すべきでなかった事件のため反対。

賛成

大槻 ゆり子

約1年にわたる係争に今回、裁判所から和解勧告が提示された。控訴人だけに賠償義務を課すことが公正妥当なこと。控訴人の支払い能力等を含め、紛争の早期解決の観点からも和解することが妥当だと判断するため賛成。

文教福祉
常任委員会

委員長 森脇 徹

可決
すべき

●議第24号 指定管理者の指定につき議決を求めるもの

高島市マキノ白谷温泉八王子荘にかかると指定管理者の指定につき議決を求めるもの。

問 指定管理者の候補者とされた株式会社B-1の業務内容や運営体制はどうか。指定管理施設の運営に精通されているのか。

答 当候補者はホテル・旅館の宿泊の経営を主な業務とした新設の法人で、関連会社において宿泊運営や飲食店の運営などの経験・ノウハウをお持ちの方が運営される予定です。

採決の結果 「可決すべきもの」と決定しました。

産業建設
常任委員会

委員長 秋永 安次

可決
すべき

●議第11号 高島市企業誘致条例案

本市において、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、本制度の適用企業の指定要件および支援内容を見直すことに伴い、全部改正を行うもの。

修正案 梅村委員から、本条例の目的について、改正案の冒頭に書かれている「人口減少に歯止めをかけ」という部分が、労働者・従業員を確保できると期待して来られる企業に対して、高島市の負の

イメージが強くなるのではないかとことから、目的部分を修正した修正案が提出された。

修正案に対する意見 人口減少は全国的なものであり、その中で高島市がどういう姿勢をもってこのまちを継続していくのかということを示すものであるから、目的にこの文言は必要である。

採決の結果 「賛成少数」で否決

修正案 「賛成多数」で「可決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

議第11号 高島市企業誘致条例案

反対

福井 節子

指定要件など企業誘致の根幹を条文にせず、規則に委任。その規則も提案時に示されず。「便宜供与」の重要な内容を含むが、直前の3月議会で議案提出し4月施行では、十分な審査が出来ず責任果たせないため反対。

賛成

廣部 真造

議会で議論を踏まえ、適用業種の見直しを行う一方で、社会状況に合わせ、指定条件を緩和し、指定された企業への支援の拡充を図り企業が進出しやすい環境を整えようとするもので、必要な改正であると賛成する。

主要農作物の種子生産に係る県条例の 制定を求める意見書を可決

主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止する法案が平成 29 年 4 月 14 日の参議院本会議で可決・成立し、平成 30 年 4 月 1 日種子法が廃止された。

これまで県行政は、同法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給等を担い、本県の主要農産物である水稻、麦および大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されたところである。一方、国内の一部の府県においてはこれまで行政が担ってきた種子生産に係る業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種子の価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっている。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算および関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る条例を制定されるよう強く求める。

以上の内容を可決し、地方自治法第 99 条の規定により滋賀県知事あてに意見書を提出しました。

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間 646 万トン（2015 年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約 2 倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を 2030 年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての政策をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上の内容を可決し、地方自治法第 99 条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣あてに意見書を提出しました。